

---

# 包括的な支援体制及び 重層的支援体制整備事業について



埼玉県マスコット  
「コバトン」 & 「さいたまっち」

埼玉県福祉部地域包括ケア課  
地域包括ケア担当

---

# 地域共生社会と包括的な支援体制

# 目指す姿（目的）：地域共生社会

## 支え・支えられる関係の循環 ～誰もが役割を生きがいを持つ社会の醸成～



多様性の尊重  
気にかける関係

安心のある暮らし  
活躍の場

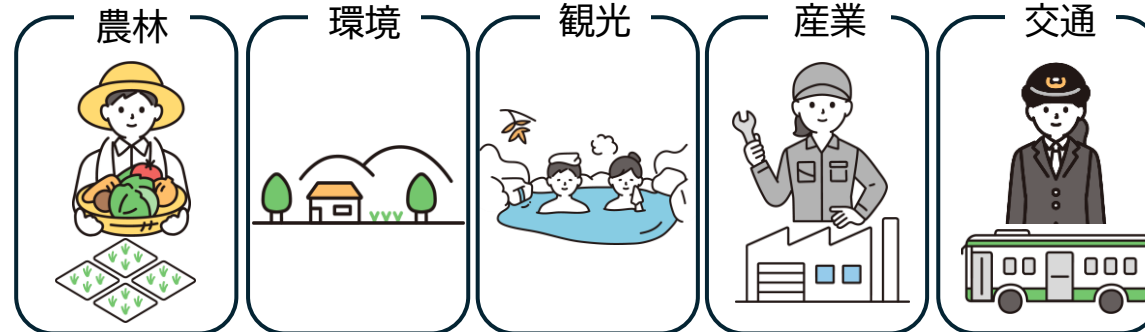
すべての人の生活の基盤としての地域

働き手・担い手の創出  
地域資源の活用

社会参加の場の提供  
生活支援

## 地域における人と資源の循環 ～地域社会の持続的発展の実現～

すべての社会・経済活動の基盤としての地域



など

# 包括的な支援体制における背景

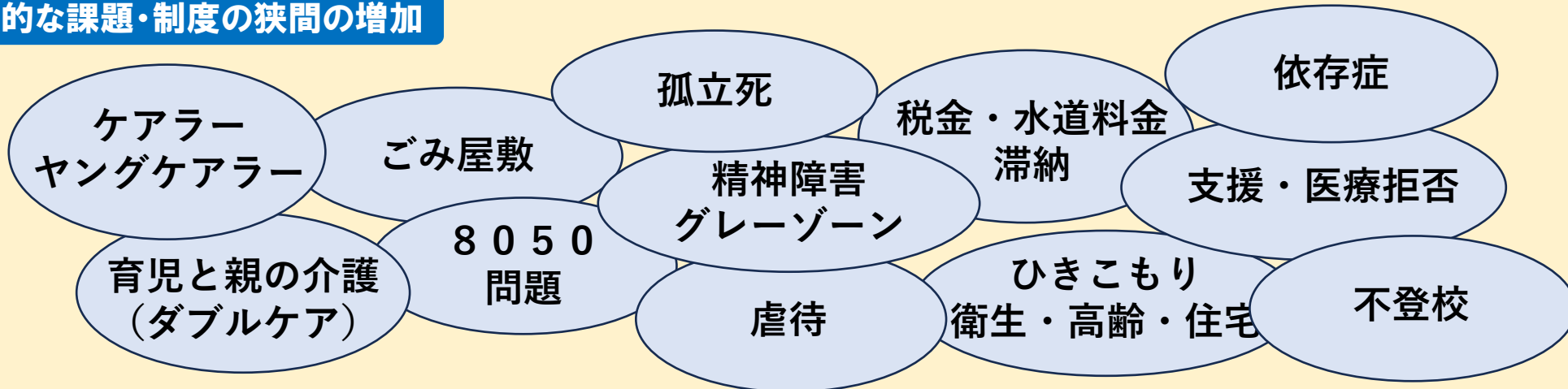
人口減少と  
高齢化

人とのつながりの  
希薄化

生活の  
多様化



## 複合的な課題・制度の狭間の増加



既存の縦割りの体制では対応できない

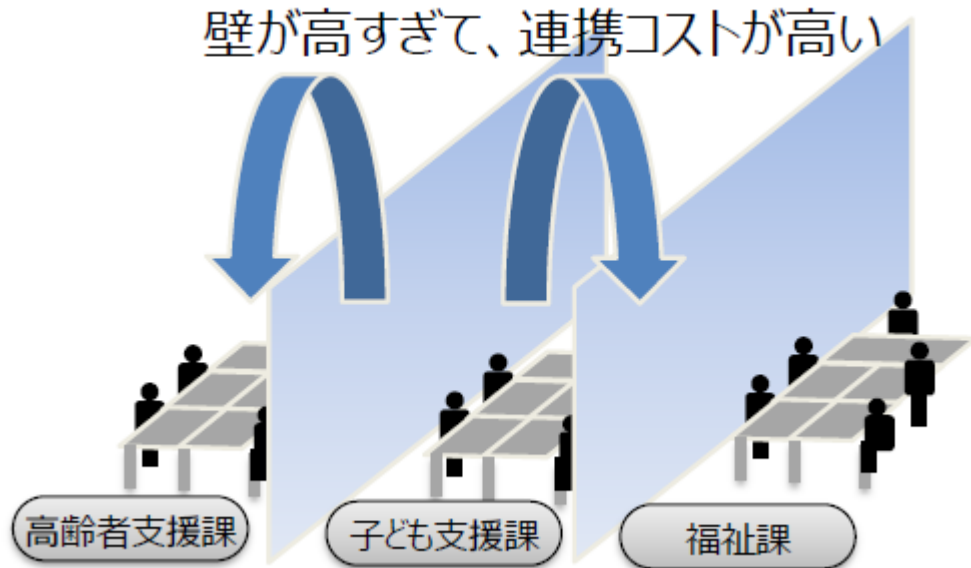
制度の狭間

多分野が複雑に絡み合っている



# 包括的な支援体制における背景

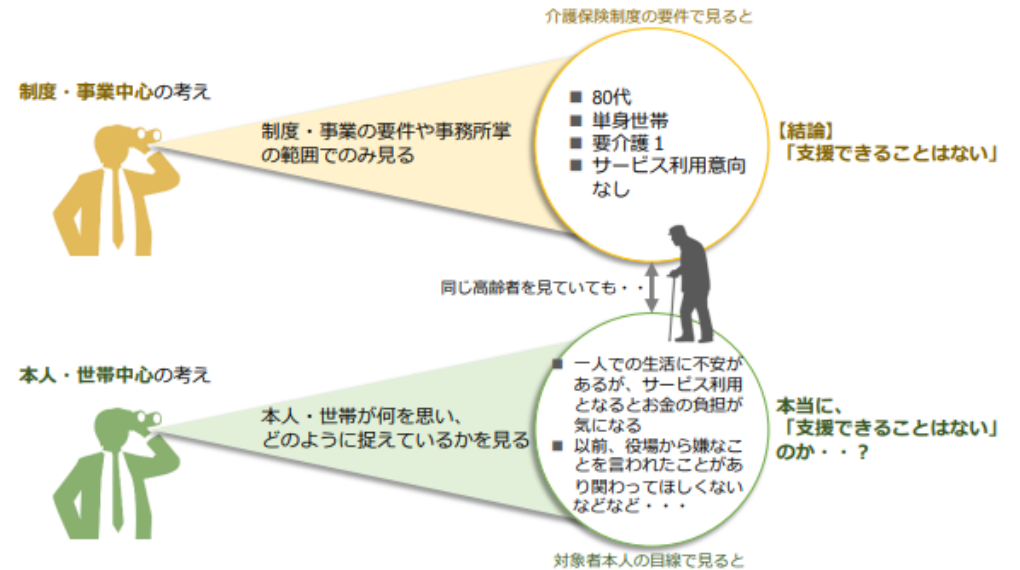
福祉分野制度(高齢・障害・こども・困窮)が整備されていく中で、制度間の壁が高く、縦割りの弊害によって、これら(既存の制度)が十分に機能しない状況。



「制度・事業中心」から「本人・世帯中心」の考え方へ

支援者の人材不足も課題となる中で多様化する地域生活課題に対応し、セーフティネットから誰一人零れ落ちないようにしていくためには、包括的な支援体制の整備（**支援関係機関の円滑な連携による一体的な支援**と**地域・住民と協力したインフォーマルな支援**）が求められる

<「制度・事業中心」と「本人・世帯中心」の視点や捉え方の違い>



# 包括的な支援体制（社会福祉法第106条の3）

市町村は、次条第2項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする地域の実情に応じた次に掲げる施策の積極的な実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、**地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるもの**とする。

- 一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する施策
- 二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する施策
- 三 生活困窮者自立支援法第3条第2項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する施策

1

地域住民等が地域福祉を推進するための環境整備

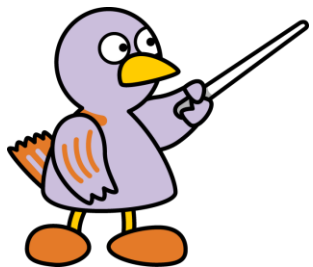
2

地域住民同士の支え合いと、「住民」と「支援関係機関」との連携体制

3

支援関係機関における相互の有機的な連携の下での一体的かつ計画的な支援

**地域共生社会  
の実現に向け  
て体制整備を  
推進（目標）**

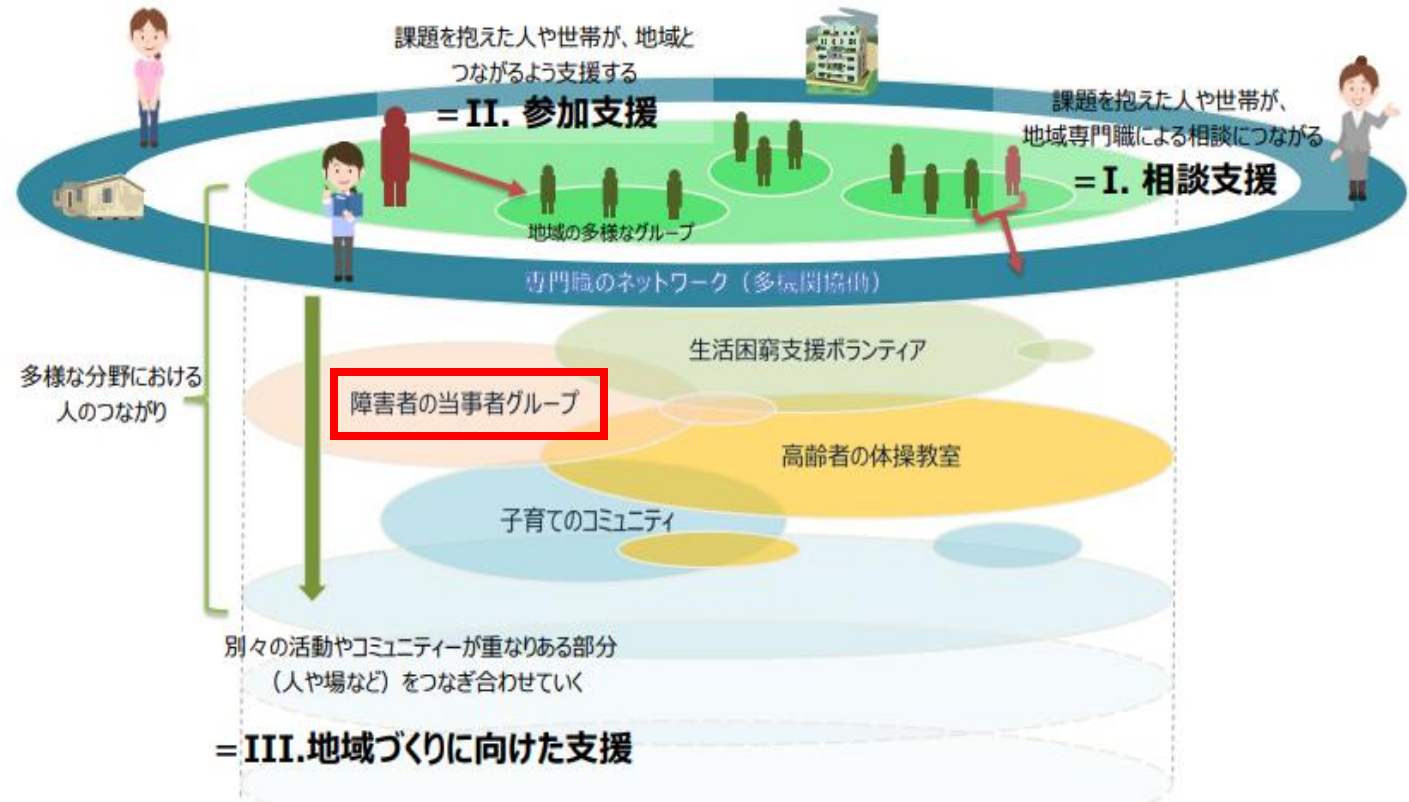


# 重層的支援体制整備事業

# 重層的支援体制整備事業

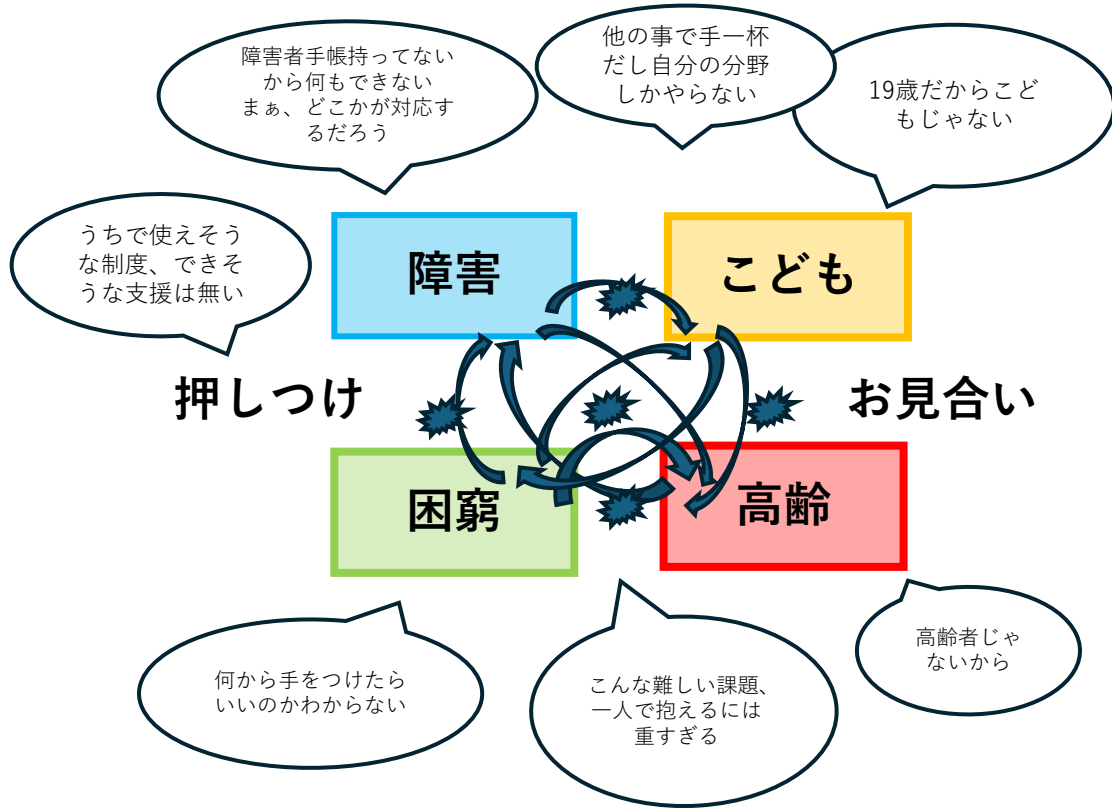
- **包括的な支援体制を整備するため、市町村全体**がチームとなり、3つの支援（相談支援、地域づくりに向けた支援、参加支援）を分野に囚われることなく一体的に実現するもの
- 新しく何かを1から始めるのではなく、既存の福祉分野制度や地域資源等を重ね合わせていき、創意工夫をしながらセーフティネットの幅を広げることで抜け漏れを防ぐ「**サブシステム**」として活用される事業。  
⇒事業を用いずとも包括的な支援体制を整備できるのであれば実施の必要はない（任意事業）

3つの支援	○包括的相談支援 断らない相談支援（困った人や世帯をしっかりと受け止め、専門職や地域へ繋ぐ）
	○参加支援 生活課題を抱えた人や世帯を地域に繋ぐ
	○地域づくりに向けた支援 様々なコミュニティや分野での活動、人々を繋ぐ

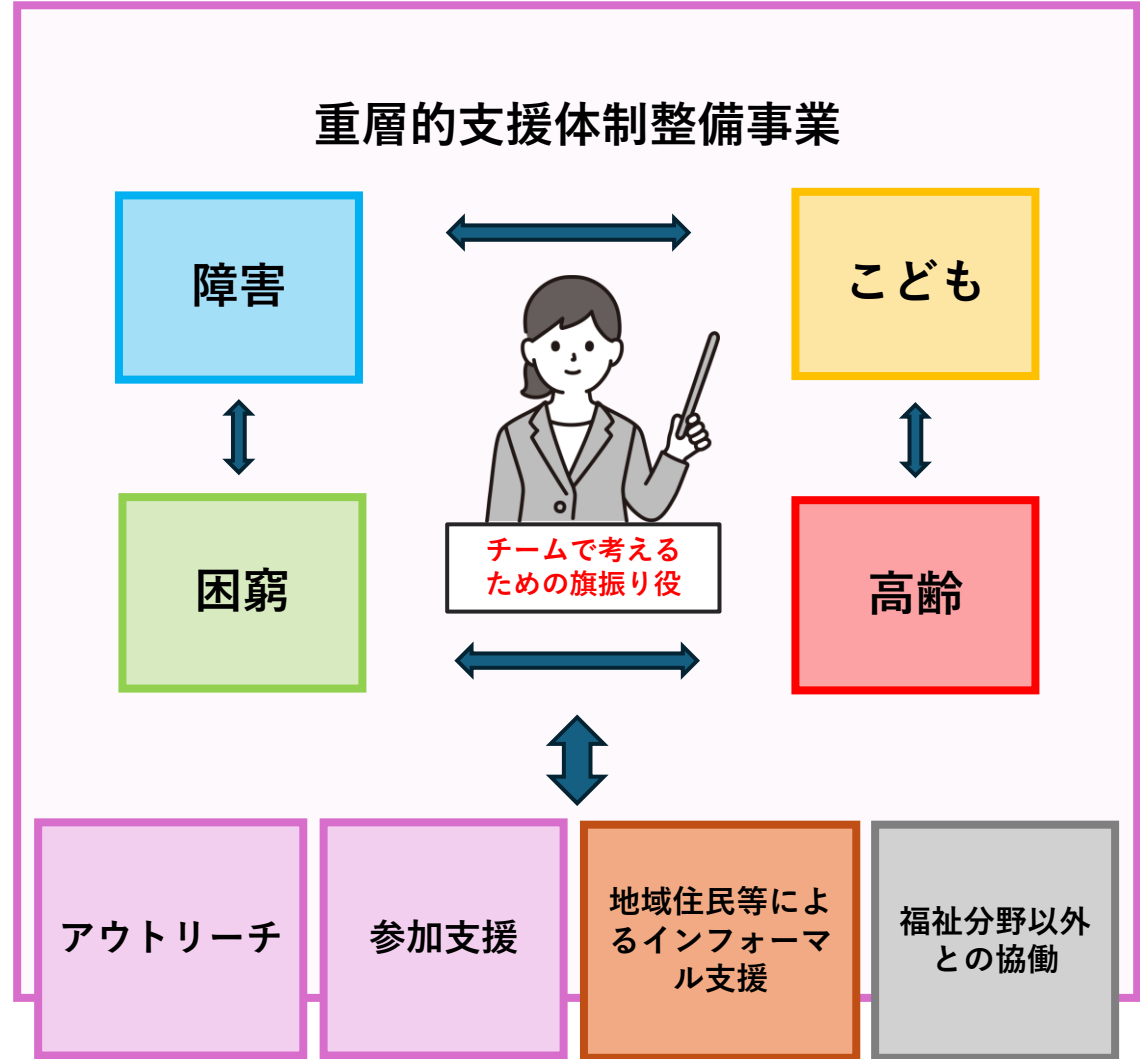


# 重層的支援体制整備事業

「サブシステム」：メインシステム（4分野）が十分に力を発揮するための仕掛け  
(A) メインシステムの「調整」を行う

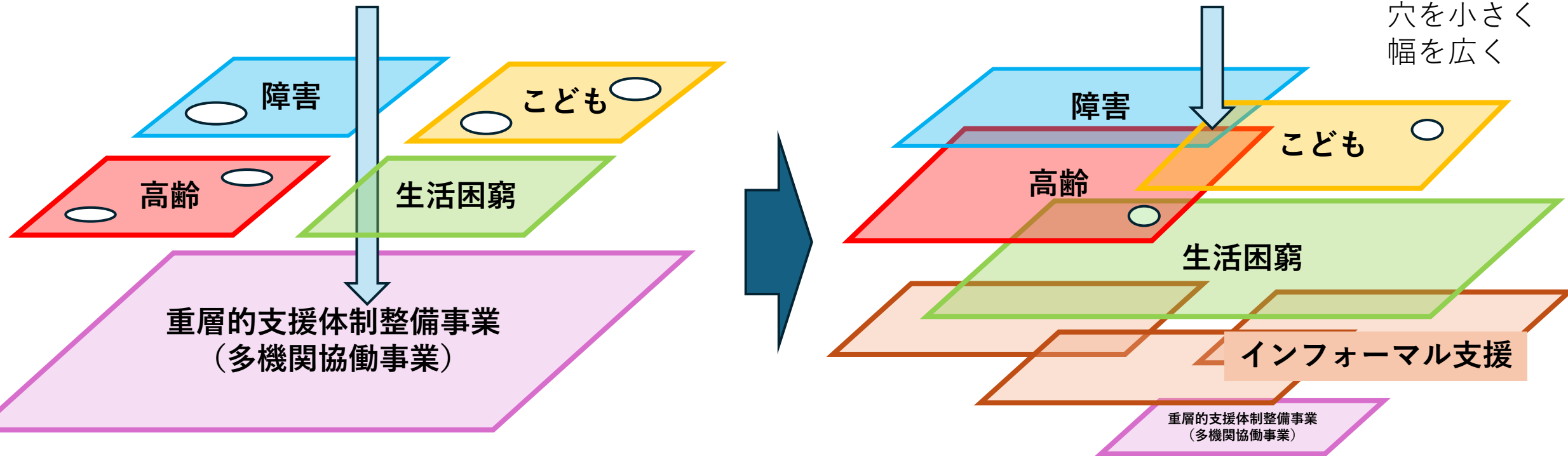


たらい回し・支援につながらない・あれこれ言っている間に零れ落ちる  
他の部署で何をしているかわからない：世帯全体を見た支援ではない  
一時的な支援に留まり、根本的な解決につながらない



# 重層的支援体制整備事業

「サブシステム」：メインシステム（4分野）が十分に力を発揮するための仕掛け  
 (B) メインシステムの幅を広げる



制度の狭間や穴で抜け落ちてしまっていたケースをしっかりと拾い上げ、みんなで対応していく

- ノウハウの蓄積により、各分野の対応力が向上
  - 分野を重ね合わせ、抜け漏れ防止
  - インフォーマル支援も重ね合わせ、多様なニーズに対応できるように
- ⇒ 重層的支援体制（包括的な支援体制）を整備

# 重層的支援体制整備事業

事業名	概要
<b>包括的相談支援事業</b>	<p>以下の各福祉分野制度による相談支援事業を一体として実施し、<u>本人・世帯等の属性に関わらず受け止める</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>【高齢】地域包括支援センター</li> <li>【<b>障害</b>】<b>相談支援事業</b></li> <li>【こども】利用者支援事業</li> <li>【困窮】生活困窮者自立相談支援事業</li> <li>【困窮】福祉事務所未設置町村による相談支援事業</li> </ul> <p style="text-align: right;">} <u>自分の分野と関係が無くても とりあえず受け止める</u></p>
<b>地域づくり事業</b>	<p>以下の各福祉分野制度による地域づくりに係る事業を一体として実施し、<u>地域社会からの孤立を防ぐとともに、地域における多世代の交流や多様な活躍の場を確保する地域づくりに向けた支援を実施</u>。場の確保や、支えあう関係性を広げ、交流・活躍の場を生み出すコーディネートも実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>【高齢】地域介護予防活動支援事業（一般介護予防事業）</li> <li>【高齢】生活支援体制整備事業</li> <li>【<b>障害</b>】<b>地域活動支援センター事業</b></li> <li>【こども】地域子育て支援拠点事業</li> <li>【困窮】生活困窮者支援等のための地域づくり事業</li> </ul>
<b>参加支援事業★</b>	<p>介護・障害・子ども・困窮等の既存制度については緊密な連携をとって実施するとともに、既存の取組では対応できない狭間のニーズに対応するため、<u>本人のニーズと地域の資源との間を取り持ったり、必要な資源を開拓し、社会とのつながりを回復する支援を実施</u></p>
<b>多機関協働事業★</b>	<p>複合課題を抱える相談者にかかる<u>支援関係機関の役割や関係性を調整する</u> (お見合いや押し付け合いにならないようにする支援者支援)</p>
<b>アウトリーチ等を通じた継続的支援事業★</b>	<p>SOSを出せない人へ<u>支援者側からの働きかけと継続的な関りや、見守り体制・生活課題の早期発見のための基盤づくりとそのネットワークから潜在的な相談者を見つける</u></p>

※ ★は新たな機能（重層的支援体制整備事業で加えられた事業）

# 重層的支援体制整備事業

## 1 包括的相談支援事業

各福祉分野制度による相談支援事業を一体として実施し、本人・世帯等の属性に関わらず受け止める

- ・ 地域包括支援センター
- ・ **基幹相談支援センター**
- ・ 利用者支援事業の実施期間
- ・ 生活困窮者自立相談支援機関 等

- × 重層担当課がすべての相談を受け止める
- × 困難ケースはなんでも重層に



## 2 地域づくり事業

各福祉分野制度による地域づくりに係る事業を一体として実施し、地域社会からの孤立を防ぐとともに、地域における多世代の交流や多様な活躍の場を確保する地域づくりに向けた支援を実施。

- ・ 地域介護予防活動支援事業（一般介護予防事業）
- ・ 生活支援体制整備事業
- ・ **地域活動支援センター事業**
- ・ 地域子育て支援拠点事業
- ・ 生活困窮者支援等のための地域づくり事業



# 重層的支援体制整備事業

## 3 多機関協働事業

新

複合課題を抱える相談者にかかる 支援関係機関の役割や関係性を調整 する

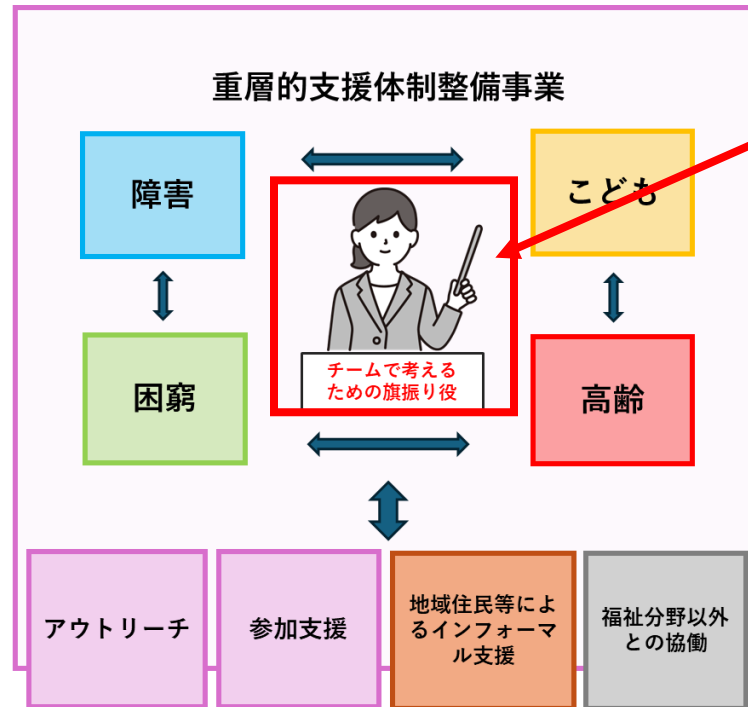
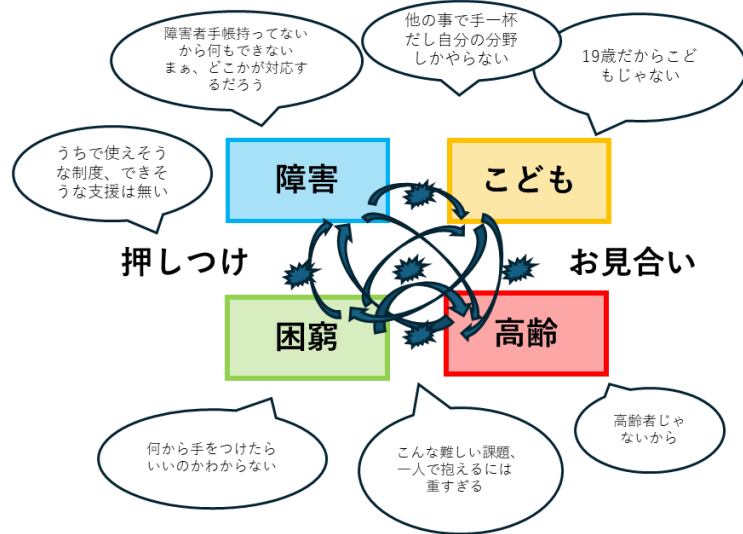
★支援者支援：支援者が支援をしやすくする = 支援者の負担軽減

分野横断的な課題に対して、第3者が旗振りをする事でスムーズな連携かつ継続的な支援を実現

1人（1部署）で考えなければならなかったケースをみんなで考えることにつながる

公的支援で対応できなかったケースにも手立てを考えることができるように  
地域の課題を分野を超えて考えるきっかけに

(再掲)



複雑化した課題に対して、皆で考え、支援プラン等を検討する旗振り役（支援者支援）が多機関協働事業者

# 重層的支援体制整備事業

## 4 参加支援事業

新

介護・障害・子ども・困窮等の既存制度については緊密な連携をとって実施するとともに、既存の取組では対応できない狭間のニーズに対応するため、本人のニーズと地域の資源との間を取り持ったり、必要な資源を開拓し、社会とのつながりを回復する支援

### 対象者

既存の各制度における社会参加支援に向けた支援では対応できない個別性の高いニーズを有している人

- ・世帯全体としては経済的困窮の状態にないが、子がひきこもりの状態である世帯
- ・発達障害の疑いがある者等で障害サービスの作業所等の利用対象にならないが、一般事業所になじめない人
- ・障害者総合支援法に基づくサービスの支援対象とならないひきこもり状態の者
- ・精神的に不調があり、社会に出ることに不安がある者 など

### 支援例

商店や農業等の作業の場を、中間就労の場として活用

障害福祉サービスにおける就労継続支援事業に経済的困窮状態にないひきこもりの者等を受入

住民活動や地域の通いの場に、本人の通う場として活用

ごみ拾い等のボランティア活動を本人が活躍できる場として社会参加に活用 など



# 重層的支援体制整備事業

## 5 アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

新

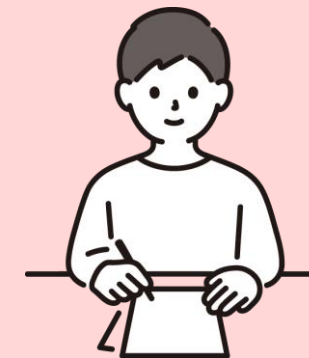
SOSを出せない人

本人が困りごとを感じていない人

少し気になる人 など

支援者側からの働きかけと継続的な関り  
**支援会議（社会福祉法）**の活用

- 見守り体制、生活課題の早期発見のための基盤づくり
- ネットワークから潜在的な相談者を見つける



例) 訪問や置手紙等で必要な支援が届いていない本人との関わりが持てるようなアプローチを実施

参考

### 支援会議（社会福祉法）

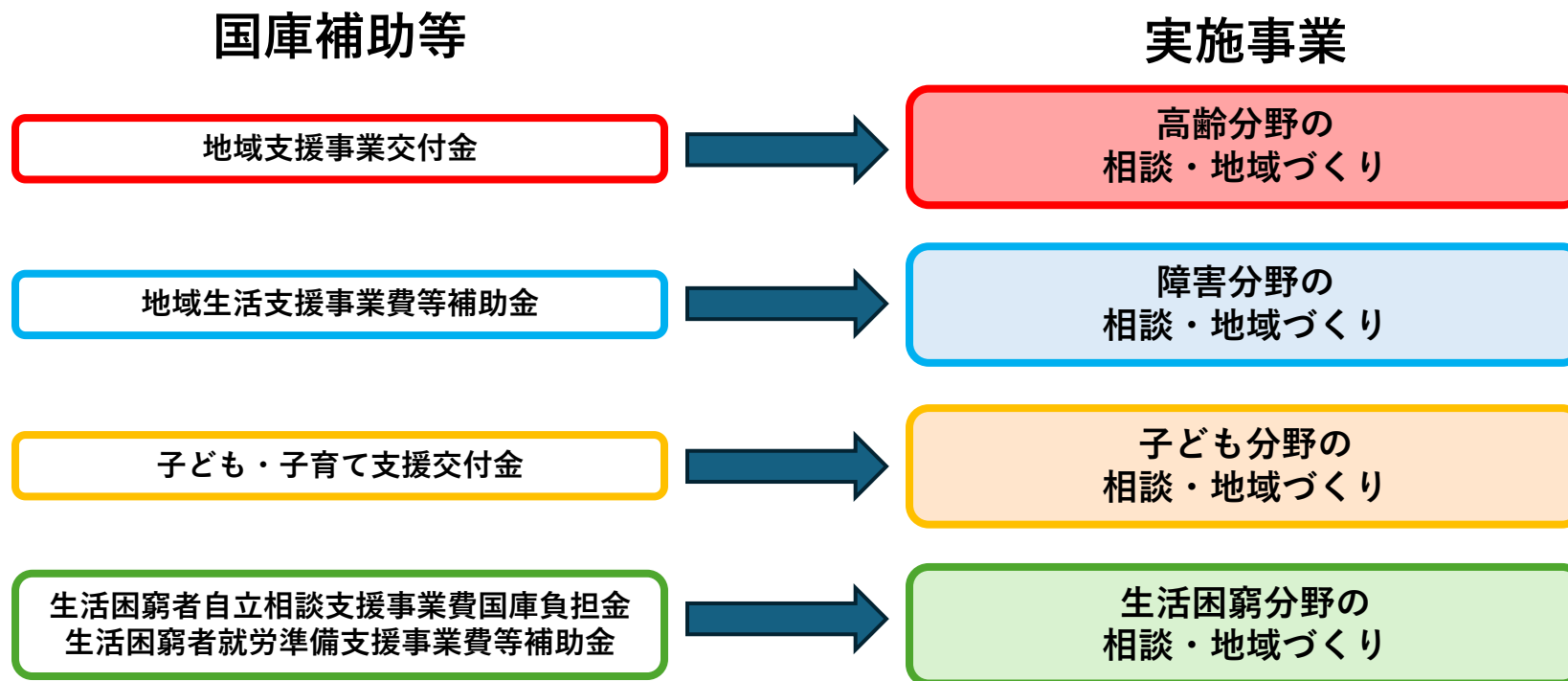
自ら支援を求めることが困難な人や支援が必要な状況にあるにも関わらず支援が届いていない人へ支援を行うために開催。

本人同意がない場合でも構成員に守秘義務をかけて積極的な情報交換が可能。  
深刻な状態の見過ごし防止や予防措置的な関りもできるようになる。

# 重層的支援体制整備事業交付金

## 重層的支援体制整備事業交付金

## 現行の仕組み



例えば、こんな時どうしますか？

○高齢者と子ども等と一緒に交流できる居場所を作りたいけど...

○住民が主体となった地域づくりの事業をしたいけど、既存の交付金の要綱には「実施主体は市町村」って書いてある...

各制度に基づく補助金等の目的の範囲内で事業を実施しないといけない  
住民のニーズに応えようとするほど事務負担が増え、創意工夫をしにくい

# 重層的支援体制整備事業交付金

## 国庫補助等

地域支援事業交付金

地域生活支援事業費等補助金

子ども・子育て支援交付金

生活困窮者自立相談支援事業費国庫負担金  
生活困窮者就労準備支援事業費等補助金

+

新たな機能

- 多機関協働事業
- アウトリーチ等を通じた継続的支援事業
- 参加支援事業

重層的支援体制整備事業交付金



## 実施事業

属性や世代を問わない  
相談・地域づくり

- 創意工夫のある取組を**柔軟に実施**することが可能に
- 各支援機関も従来の対象者を超えて支援を行うことが可能になるため、課題を抱える相談者やその世帯への包括的な支援ができる
- 住民等による地域活動の取組を展開しやすくなる（類型（地域型）の追加）

# 重層的支援体制整備事業交付金

令和8年度当初予算案：【包括的相談支援事業】573億円（496億円）、【地域づくり事業】215億円（167億円）、【多機関協働事業等】56億円（56億円）

※（）内は前年度当初予算額

## 1. 事業の目的

- 社会福祉法第106条の3において、市町村は「地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制（包括的な支援体制）」の整備に努めることとされている。
- 重層的支援体制整備事業は、包括的な支援体制を整備する手段の1つとして、令和2年社会福祉法改正により創設。  
⇒ これまで高齢・障害・子ども・生活困窮それぞれの分野で実施されていた相談支援や地域づくりに係る既存制度等を最大限に活用することを前提に、これらだけでは十分に対応ができなかった支援ニーズを把握した上で、その課題を解決し、人口減少社会にあっても包括的な支援を行い続けるための「体制を整備する」ことを目的とする。

## 2. 事業の概要

包括的な支援体制の整備のため、3事業を一体実施

### 包括的相談支援事業

- 介護、障害、子ども、生活困窮分野の各相談支援事業者が、相談者の属性に関わらず包括的に相談を受け止め、相談者の課題を整理し必要な支援を行うとともに、受け止めた相談のうち、単独の事業者では解決が難しい事例は、適切な相談支援事業者や各種支援機関と連携を図りながら支援を行う。

介護	地域包括支援センターの運営	子ども	利用者支援事業
障害	障害者相談支援事業	困窮	自立相談支援事業

### 地域づくり事業

- 介護、障害、子ども、生活困窮の各法に基づく地域づくり事業を一体的に行うことで、地域住民が社会参加する機会を確保するための支援、地域生活課題の発生防止又は解決にかかる体制の整備等を行う。

介護	一般介護予防事業及び生活支援体制整備事業	子ども	地域子育て支援拠点事業
障害	地域活動支援センター事業	困窮	生活困窮者支援等のための地域づくり事業

### 多機関協働事業等

- 包括的相談支援事業や地域づくり事業を含め、既存の制度や事業等を最大限活用してもなお十分に対応できなかった地域生活課題等に対し、これを解決するための手段として、多機関協働事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業、参加支援事業を行う。

## 3. 実施主体等

### 実施主体

市町村

### 負担割合

- 包括的相談支援事業  
地域づくり事業  
⇒ 介護・障害・子育て・生活困窮、各法に基づく負担割合等を維持

- 多機関協働事業等  
⇒ 国1/2、都道府県1/4、市町村1/4  
(令和8年度から、事業開始から5年を経過した市町村より、補助率引き下げ)  
(このほか、8年度より事業開始する市町村の交付基準額の見直し等を実施。)

### 実施市町村数

3年度：42、4年度：134  
5年度：189、6年度：346  
7年度：473、8年度：586（予定）

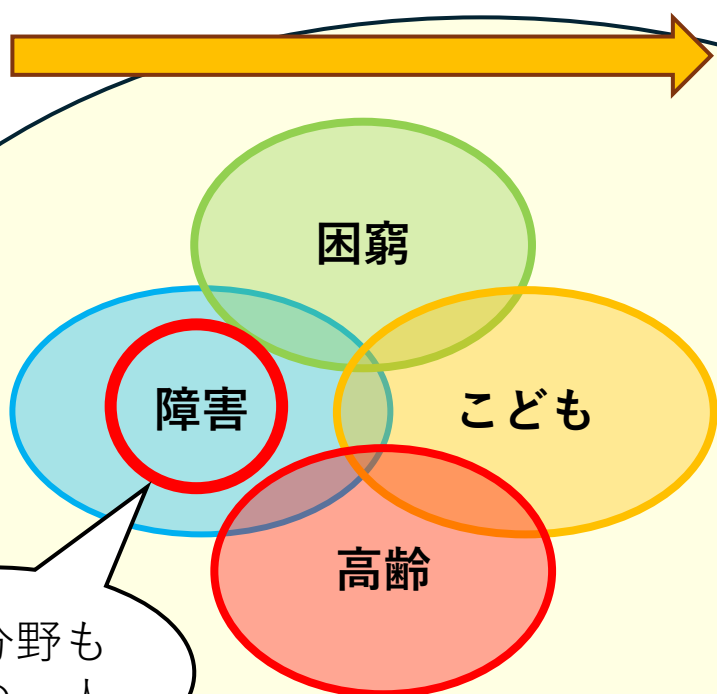
おわりに

# 障害分野との関わり

福祉サイドからのアプローチ

まちづくり・地域創生サイドからのアプローチ

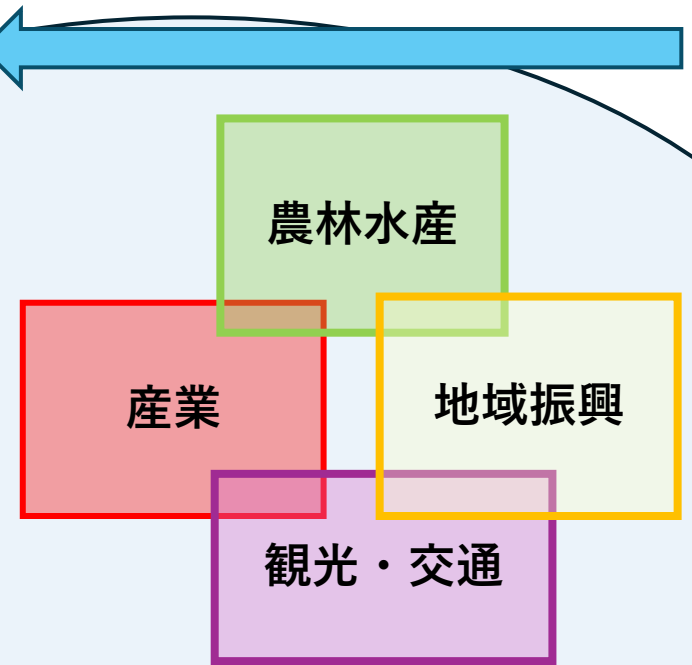
個別  
(相談支援)



地域の課題解決を目指した  
地域づくり

地域共生社会

人・くらしを中心に据えた  
まちづくり



興味・関心から始まるまちづくり

障害分野も  
**主役**の一人

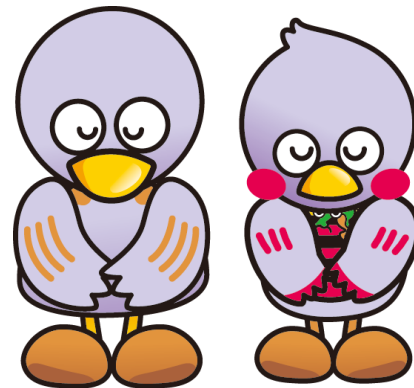
主要福祉4分野や  
その他の相談支援など

個別支援から派生する社会資源の創出  
居場所・生きがいづくり  
多様な社会参加、社会とのつながり  
「共生社会」「地域包括ケアシステム」「こどもまんなか社会」の実現

多分野・多世代がつながるまちづくり  
社会参加の場の充実（担い手不足の解消）  
共通の興味・関心から生じるつながり  
→「わくわく」することへの人の集まり  
住みよい地域をつくる

# 終わりに

地域共生社会の実現のために  
「我がこと」として



気になることやもっと詳しく知りたいということがありましたら、担当までお気軽にご連絡ください！

担当：地域包括ケア課  
地域包括ケア担当